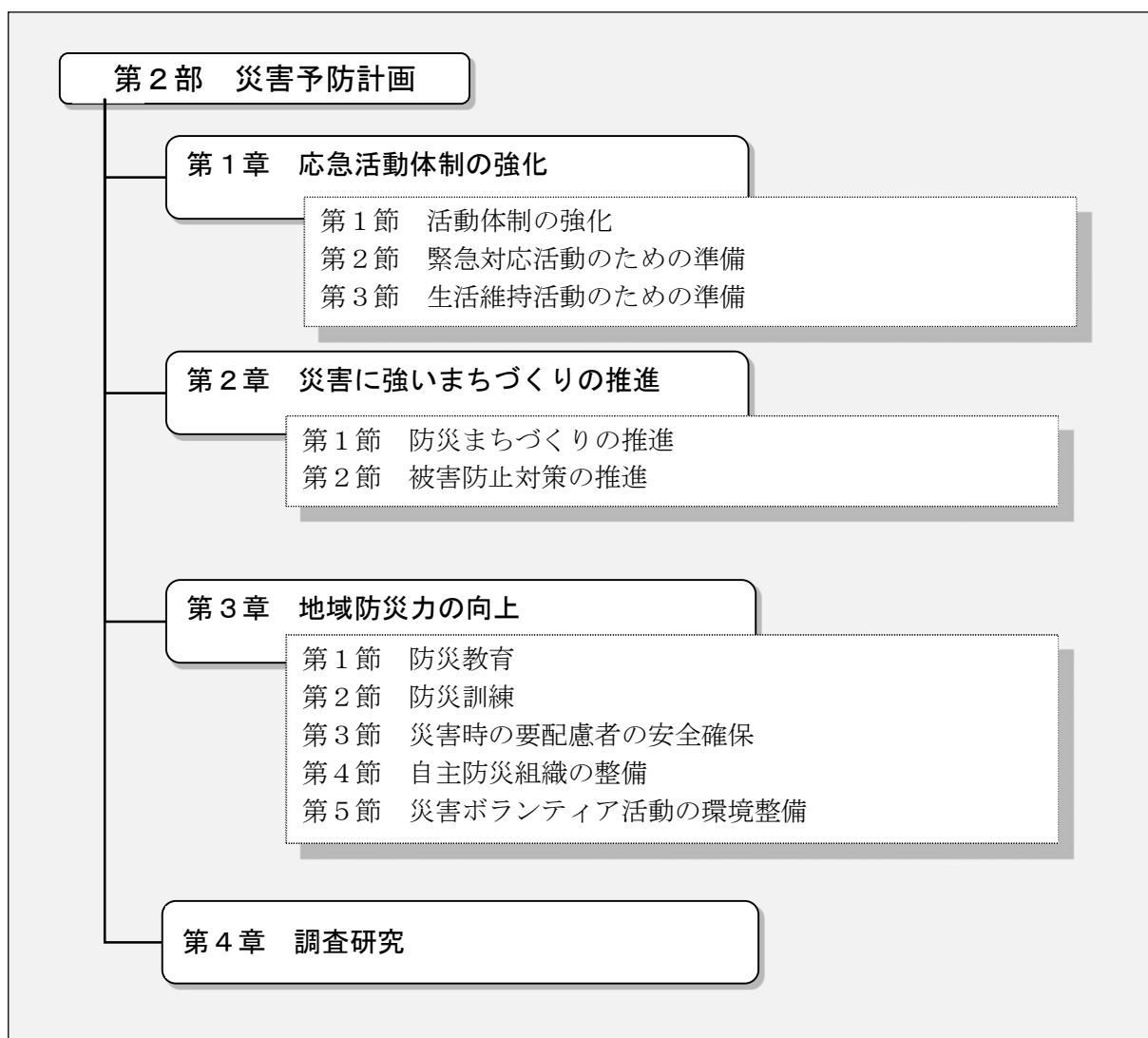


## 第2部 災害予防計画

【 施策の体系 】





## 第1章 応急活動体制の強化

町は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、県、防災関係機関、事業所、自主防災組織等と有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急対策活動に万全を期す必要がある。このため、町は、平時から被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うための応急活動体制の整備・強化を推進する。

### 第1節 活動体制の強化

町は、災害対策における中枢機能を担う防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害発生時に迅速かつ適切に災害応急対策活動を実施できるよう、災害活動体制の整備や地域防災拠点機能の整備、災害情報体制の整備など、応急活動体制の強化に取り組む。

方策	担当部署
第1 防災活動拠点の整備	総務政策課
第2 初動体制の整備	全課局
第3 相互応援体制の整備	総務政策課
第4 情報通信手段の整備	総務政策課
第5 職員の防災力の向上	総務政策課

#### 第1 防災活動拠点の整備 【総務政策課】

本部を設置する役場庁舎並びに拠点施設については、災害時にその役割、機能が十分に果たせるように、耐震性、防火性、耐水性の向上、非常用電源の確保など、災害対策活動の拠点として適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を結ぶ道路の整備を図る。

##### 1 防災活動拠点

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置付け、必要な整備を推進する。

##### ■町の防災活動拠点

拠点の区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、町内各地区及び防災関係機関等からの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 町の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。	災害対策本部：役場庁舎1階庁議室 役場庁舎が被災した場合の候補 第1候補：滑川中学校 第2候補：（新）滑川町コミュニティセンター（R10開設予定） 第3候補：被災のない公共施設
情報収集拠点	災害対策本部活動方針決定のための町内各地区における情報収集	町内小学校3校及び中学校1校 対象地区は避難所対応地区を基本単位とする
消防活動拠点	火災の消火活動を行う 傷病者の救急・救護活動を行う	消防本部東松山消防署滑川分署

拠点の区分	防災上の役割	拠点となる施設
医療救護拠点	負傷者の救護活動等を行う拠点	医療救護所設置場所：各指定避難所内
自衛隊活動拠点	災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点	本庁舎 滑川町総合運動公園 滑川町総合体育館
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	指定避難所：6箇所 福祉避難所：6箇所
物資備蓄拠点	食料・飲料水・医薬品等の備蓄	本庁舎、町防災倉庫、各指定避難所防災倉庫
物資集積拠点	救援物資の集積場所	本庁舎、JA 埼玉中央滑川支店
緊急輸送拠点	ヘリコプターによる緊急輸送	緊急時ヘリコプター離発着場： 滑川町総合運動公園 ドクターヘリ離発着場：5箇所

- (1) 本部は、本庁舎1階庁議室に設置することを基本とし、各種情報の収集・処理・伝達機能、災害対策の審議・決定機能、災害応急活動の指揮・指令機能等の災害対策を行う上で必要な諸設備を整備する。
- (2) 本庁舎内に本部が設置できない場合には、その機能を補完する施設（滑川中学校）も同様の機能が必要となることを踏まえて整備を図る。
- (3) 国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合に開催が想定される合同会議の場所についても検討及び整備を図る。
- (4) 町立小学校や中学校、その他の公共施設等は、避難所や救護所などの役割を担うため、施設・設備の耐災性の強化を図るとともに、非常用電源の確保、災害情報機能の整備、食料・飲料水・医薬品等の備蓄、防災活動用資機材の整備を行うことで、必要な応急活動が行える地区の防災拠点としての整備を行う。

## 2 電源、非常用通信手段等の確保

町は、本庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、行政機関間における情報共有、派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ医療機関や、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

## 第2 応急活動体制の整備 【全課局】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

また、多様な災害発生危険要因の軽減が図れるよう、町は、防災関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、逐次体制の整備を進めていく。

## 1 初動活動体制の整備

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

### (1) 初動職員の確保

町は、確実な応急対策実施のため、災害対策本部の設置等、初動体制の確立に万全を期すため、特に緊急に必要な初動職員の確保に努める。

#### ① 職員の役割

職員は、「災害時職員初動マニュアル」を参照し、初動体制時における参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

#### ② 避難所開設職員の確保

大規模地震の発生時や避難情報の発令時に迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を定めておく。指定された職員は、参集場所、避難所開設の手順等を十分習熟するよう努める。

### (2) 警戒体制・非常体制（本部設置）の整備

#### ① 配備体制の明確化

応急対策を的確に実施するため、職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制を整備するとともに、災害時の職員の健康管理や交替要員の確保等についても十分検討しておく。

#### ② 避難情報の発令基準の検討

町は、避難情報の発令から住民の避難完了までに要する時間を把握し、河川水位や気象警報の発表状況等に応じた適切な避難情報の発令基準について検討しておく。

#### ③ 職員の動員体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、参集体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り、体制の強化に努める。

## 2 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

町は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

## 3 防災行動計画（タイムライン）の作成

町は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 4 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害時に各課局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、業務継続計画（BCP）を策定している。計画は町の組織改正、事務分掌の変更等、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性を確保する。

発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

## 5 応急対応、復旧復興のための人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

## 第3 相互応援体制の整備 【総務政策課】

大規模な災害が発生した場合には、町のみでの対応は困難となるため、様々な機関との応援協力体制の整備に努める。特に広域的な災害が発生した場合には、町周辺地域においても、同様の深刻な被害が生じることが予想されるため、町は、県外の市町村とも積極的に相互応援協力体制の整備に努める。

### 1 応援協力体制の充実

#### (1) 相互応援協定の締結の推進

町は、県内の市町村との相互応援協定を締結しており、平成24年度には東日本大震災での災害対策支援をきっかけに、新たに宮城県松島町と協定を締結した。また、富山県上市町、岐阜県笠松町、千葉県東庄町、富山県滑川市とも協定を締結している。相互応援体制の整備は、地域間の交流にもつながるため、今後も、広域災害に備え、他市町村との相互応援協定の締結に努める。

#### (2) 実効性のある相互応援体制の整備

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化を図るため、応援要請手続き、情報伝達方法等についてのマニュアル整備、受入窓口や指揮連絡系統の明確化などを行い、職員への周知を図るとともに、平時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

[資料編] 9-1 市町村との協定

### 2 応援受入体制の整備

町は、大規模災害発生時等に国、県や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

#### 【想定される応援（例示）】

- ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

- (1) 町は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努める。
- (2) 応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (3) 町は、応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。
- (4) 感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。
- (5) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを作成する。作成したリストは定期的な見直しに努める。
- (6) 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- (7) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- (8) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

### 3 公共的団体等との協力体制の確立

町は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、災害時において災害応急対策等に関し積極的協力が得られるよう、相互の連絡を密にし、あらかじめ協定を締結するなど、協力体制を整えておく。

#### 〔団体の協力業務として(例)〕

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。</li><li>② 災害時における広報等に協力すること。</li><li>③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。</li><li>④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。</li><li>⑤ 被災者の救助業務に協力すること。</li><li>⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。</li><li>⑦ 被害状況の調査に協力すること。</li></ol> |
|---|

## 第4 情報通信手段の整備 【総務政策課】

町は、災害時に住民に対して迅速かつ的確な情報伝達を行うため、最新の情報通信技術の成果及び過去の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムの構築に努める。また、主要な防災活動拠点をはじめ、本庁舎内の各課局及び各車両、避難所、物資集積場、住民や防災関係機関に対し、円滑な災害情報の収集・伝達を行うため、通信設備の整備充実を図る。

### 1 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、町は、以下のような安全対策を講じる。

(1) 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

(2) 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータおよび各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) システムやデータのバックアップ

クラウド型防災情報システムの整備などにより、システムや重要データのバックアップ体制の整備に努める。特に、本庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を強化する。

(4) 通信機器の維持補修

既設通信機、器材の維持補修については、定期的又は臨時に検査を行い、通信に支障のないよう保持する。また、災害時におけるシステム異常の発生時に早急に対応できるよう、事業者との保守契約等について検討する。

## 2 防災行政無線の整備

町は、防災無線システムを、地上系と衛星系での2重化を図るとともに、双方向通信、データ通信機能等を確保し、避難の円滑化、災害情報の収集・把握・伝達の迅速化を図る。また、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、難聴地域の解消などに努める。

[資料編] 3-3 防災行政無線回線構成

## 3 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備

町は、気象庁からの緊急地震速報や内閣官房からの国民保護に関する情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を受信する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を整備している。

## 4 災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。

## 5 障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等

町は、障害者が障害の種類及び程度に応じて、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

---

## 第5 職員の防災力の向上

【総務政策課】

災害発生時における対策の実行主体となる町職員等に対して、防災に関する知識の習熟と適切な判断力の向上を図る。

## 1 町防災計画の習熟

町防災計画の習熟を図る。特に、災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等について習熟を図る。また、各種マニュアルを作成、配布し、周知を図る。

[重要事項]

- |             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| ① 初動参集      | ② 参集途上の情報収集  | ③ 自己の配置及び任務 |
| ④ 救助、応急手当   | ⑤ 初期消火       | ⑥ 避難誘導      |
| ⑦ 避難所の開設、運営 | ⑧ 災害情報のとりまとめ | ⑨ 広報活動      |
| ⑩ その他必要な事項  |              |             |

## 2 各種訓練等の実施

応急活動を想定した各種訓練や、防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

## 3 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等を実施する。

## 4 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員としての防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

## 第2節 緊急対応活動のための準備

災害発生時に的確な応急対策を行うためには、迅速かつ正確な被害情報の収集が重要である。このため町は、町内各地区との通信及び県等の防災関係機関との通信を確保するため、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。さらに、収集した被害情報に基づく被災者の救出救助活動、医療救護活動、避難活動等を実施する体制を整備するとともに、応急対策活動を支える町外からの支援を、円滑に受け入れるための緊急輸送体制を整備する。

方策	担当部署
第1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	総務政策課
第2 消防活動体制の整備	総務政策課、消防本部
第3 救助・医療体制の整備	健康づくり課、消防本部
第4 避難体制の整備	総務政策課
第5 緊急輸送体制の整備	総務政策課、建設課
第6 帰宅困難者対策の充実	総務政策課

### 第1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 【総務政策課】

災害発生時における災害情報の伝達や被害情報の収集の円滑化を図るため、町は関係機関との連携を図り情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備に努める。

#### 1 情報収集体制の整備

町は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

##### (1) 情報総括責任者の選任

町は、災害情報の収集、報告にあたらせる者として、災害情報の統括責任者を選任する。

##### (2) 情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

#### 2 情報伝達体制の整備

町は、避難所、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、アマチュア無線、タクシー無線、テレビ（CATVシステム、データ放送）、ラジオ、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、SNS（LINE、YouTube）、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。また、土砂災害（特別）警戒区域の住民への確実な情報伝達手段の整備に努める。

#### 3 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

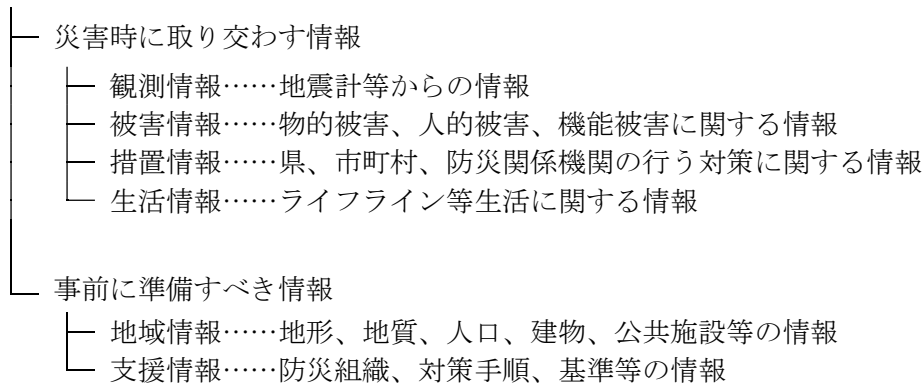
災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

#### 4 情報処理分析体制の整備

災害時の情報処理分析体制の整備は、県、他市町村及び防災関係機関との協力のもとに行う。

(1) 災害情報の種類

災害情報



(2) 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設、避難行動要支援者の所在地等のデータを保有し、災害発生時に効果的に活用できるようにする。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

(4) 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

第2 消防活動体制の整備

【総務政策課、消防本部】

火災の消火活動、倒壊建物からの人命の救出・救助活動及び傷病者への応急処置や医療機関へ搬送する救急活動など、災害に対処し被害を最小限にとどめるため、消防職員・消防団員及び消防施設・資機材並びに消防水利等の総合的な消防力の整備を図る。

1 消防組織体制の強化及び施設・設備の整備

消防本部は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時には、避難誘導、災害防御活動等において重要な役割を担っていることから、消防組織体制の強化を図る。また、停電に備え消防本部、消防署及び分署へ非常用電源を計画的に更新整備していくとともに、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設及び消防防災施設を計画的に更新整備していく。

さらに、迅速な災害情報の把握により初動対応能力を向上させるため、以下の事項について計画的な整備を図る。

- ・消防本部、消防署及び分署について災害対応ドローンを計画的に更新整備していく。
- ・消防本部の消防車両等を計画的に更新整備していく。
- ・消防本部、消防署及び分署について感染症防止対策のための施設及び設備を計画的に更新整備していく。
- ・消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、消防施設や車両及び資機材の整備をしていく。
- ・消防本部及び消防団について大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設及び消防

防災施設を計画的に更新整備していく。

## 2 消防通信体制の整備

消防救急無線設備は、常備消防の命令・情報伝達及び国・県又は緊急消防援助隊への情報連絡に不可欠な設備である。今後、消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく。

## 3 消防団の充実・強化

### (1) 消防団組織の充実強化

#### ① 消防団の活性化と育成

町は、消防団員の確保に向けて、若手リーダーの育成、地域と事業所や各種団体の連携協力による消防団のイメージアップを図り、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別消防団員制度の活用等、消防団の活性化とその育成、技術の向上に努める。特に、救助や避難などにおいて、女性の活躍が求められているため、女性団員の確保に努める。

#### ② 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

#### ③ 消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、町の消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

### (2) 消防団施設・資機材等の整備

消防団車庫の耐震性の確保、消防団車両の計画的な更新整備及び情報連絡用の通信機器の充実を図り、地域の活動拠点としての機能を整備するとともに、消防団に整備される施設及び機能強化を図るための施設・設備を計画的に更新整備していく。

[資料編] 8-2 消防団

## 4 消防水利等の整備

町は、災害による水道施設の破損等による断水又は極度の機能低下を防ぐため、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽を整備するとともに、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

## 第3 救助・医療体制の整備 【健康づくり課、消防本部】

---

災害発生直後は、119番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等が発生することが想定される。町は、災害時の医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対応できる医療体制の確保に向けて、平常時より町内の医療機関、医師会、消防機関等の関係機関との連携強化を図り、医療機関等と協定を締結するなど、医療救護体制及び救急救助体制の整備に努める。

### 1 救急救助体制の整備

町は消防本部と連携し、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行い、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

また、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行う。

### 2 初期医療体制の整備

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防

災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定める。

- (1) 救護所の設置
- (2) 医療救護班の編成
- (3) 医療救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

[資料編] 2-5 医療機関

### 3 応急救護体制の整備

町は、比企災害時医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）との連携体制（連絡先、連絡手段、情報提供項目等）を平時から整理するとともに、比企地域関係市町村及び医療機関等と、コーディネーターを介した情報共有・調整の枠組みに参画し、応急救護体制の整備を図る。

#### (1) 救護所予定施設の指定

町では、災害が発生した場合には各指定避難所に救護所を設置する予定であり、住民に周知する。

#### (2) 救護所のスタッフの編成

医師会、医療機関等と協議の上、救護所のスタッフの編成計画を定めるとともに、設置手順等について確認を行う。

#### (3) 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、平常時より救護施設予定地の設備等の点検を行う。

### 4 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行うなど、町は消防機関と協力し、止血、人工呼吸、AEDの取扱い等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

### 5 医療機関における体制整備

医療救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定するなど、医療体制の整備、強化を図る。

### 6 後方医療機関への搬送体制の整備

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等は、後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行うこととなるため、町は消防本部と連携し、傷病者の後方医療機関への搬送体制や災害時医療情報連絡体制の整備を図る。

迅速な搬送が行えるよう、医療機関の規模、位置及び診療科目等の情報を整理するとともに、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮した搬送経路などを検討しておく。

### 7 心身の健康管理の体制整備

大規模災害により被災した地域においては、避難所や応急仮設住宅だけでなく、自宅で生活している高齢者等にも生活機能の低下がみられる。こうした生活不活発病は、毎日の生活の中で身体を動かすことにより予防ができるため、居住場所に関わらず早期に発見し対応策を講じる体制を整備していく。

また、災害時には心理的負担も大きく、心のケアが必要となるため、巡回訪問による聞き取りなど、心のケア体制の整備に向けて、医療機関との協力体制の構築を図る。

## 8 医薬品等の備蓄、分散配備

- (1) 町は、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定するとともに、応急的衛生日用品、常備薬、医療用医薬品等の備蓄に努める。また、町内医療機関及び医療機関に医薬品を供給している医薬品販売業者に対して、必要な医薬品を迅速かつ円滑に供給が得られるよう、協力体制の確立を図る。
- (2) 医療救護資機材、医薬品の備蓄においては、品質の安全確保について管理責任体制を明確にし、更新及びメンテナンスを行う。

## 9 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が町全域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療救護資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体等との協力体制の確立に努める。

## 第4 避難体制の整備 【総務政策課】

災害が発生、又は発生のおそれがある場合に、住民が安全に避難を行えるように、避難計画の見直し及び改善に逐次努めるとともに、避難誘導體制や避難所の整備に努めていく。

また、大規模災害時にも安全かつ円滑に避難が行えるよう、災害の種類や災害の発生時間、場所等様々なケースを想定した体制の整備を図る。

加えて、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

### 1 避難計画の策定及び改善

町は、住民及び防災関係機関と事前に十分協議し、避難訓練の実施後等、逐次、計画の見直しを行う。

町は、避難指示、高齢者等避難等について、管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、自治会等を通じて、避難組織の確立に努めるとともに、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどをあらかじめ整備する。

マニュアル等の作成及び見直しにおいては、実効性の高いものとなるよう、特に以下の点に留意する。

- (1) 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- (2) 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- (3) 避難所の管理・運営体制
- (4) 福祉避難所の設置
- (5) 本部との情報連絡体制
- (6) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- (7) 生活再建の支援体制

避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。

(1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

(3) 学校、福祉施設等における避難対策

学校、福祉施設等の施設にあつては、平常時において綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練を実施するとともに、町、消防機関、東松山警察署等との連絡を密にして避難対策の万全を期する。

また、各小中学校、幼稚園とも避難マニュアルを作成しており、今後は、安全に配慮した通学路の検討を行う。また、速やかに保護者に連絡がとれる体制の整備を行う。

(4) 商業施設等の避難対策

商業施設等については、災害時の混乱を防止し的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難対策を進める。

(5) 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(6) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発を図る。

## 2 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所・福祉避難所の選定と確保

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直す。

災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

〔指定緊急避難場所の指定基準〕

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a、b の条件を満たすこと  
地震を対象とする避難場所については、次の a～d のすべての条件を満たすこと

- a 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること
- b 他の法律等により危険区域やさらなる災害発生のおそれがない区域に立地していること
- c 耐震基準を満たしており、火災に対応するため、安全な構造であること
- d 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと

(2) 避難路の整備

① 避難路の選定

町は、住民等が安全に指定緊急避難場所へ避難するため、下記の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難路は、幅員の広い道路又は緑道とする。  
イ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。  
ウ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

② 避難路の整備

町は、選定した避難路については、自ら又はその管理者（設置者）と十分調整を図り、災害時の避難行動の円滑化のため、道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について検討するなど、設備の整備に努める。

また、高齢者や障害者、児童等、いわゆる要配慮者の歩行、通行の安全確保が図れるよう、バリアフリー化や交通安全施設の設置等を検討するとともに、夜間歩行等を考慮して、照明やロープ等の資機材を備えておく。

ア 避難行動要支援者に配慮した避難所への誘導標識、バリアフリー化、交通安全施設の設置等  
イ 危険箇所等の標示、ロープ張り  
ウ 夜間の照明灯の確保

③ 避難誘導等資機材の整備

町は、災害時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努める。

ア 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災行政無線（移動系・同報系）等  
イ 応急対策のための救助工作車、照明車両、救急救助資機材等

(3) 指定避難所の指定

町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

〔指定避難所の指定基準〕

①原則として、行政区を単位として指定すること。  
②原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。  
③建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。  
④余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。  
⑤避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。  
⑥発災後、被災者の受入や物資等の配布が可能な施設であること。  
⑦物資等の運搬にあたる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。  
⑧環境衛生上、問題のないこと。

#### (4) 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、福祉避難所として指定し、その旨を公示する。指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示しておく必要がある。

福祉避難所にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

要配慮者を優先的に収容することができる福祉避難所を指定している。

[資料編] 2-2 避難所等 (2) 福祉避難所

[資料編] 9-3 避難施設関係の協定

#### 〔福祉避難所の設備等〕

- ①指定された福祉避難所については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備を図る。
- ②障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやFAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努める。
- ③要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう努める。
- ④医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

### 3 指定避難所における生活環境の確保

町は、避難所（施設）について、自ら又はその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努め、避難所機能の強化を図る。

- ①避難所に指定した建物については、耐震性を確保するとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- ②指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。
- ③また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器類の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
- ④指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- ⑤指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

〔避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例〕

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊き出し用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置
- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

#### 4 避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- ・被災者の自立支援

また、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、FAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した方について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、被災者が犬や猫を連れて避難してきた場合に備えて、一時飼育場所を想定しておく。

〔資料編〕 2－2 避難所等

〔資料編〕 9－3 避難施設関係の協定

#### 5 住民等への周知の徹底

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておく。

周知にあたっては、広報紙、パンフレット、ホームページ、避難訓練等を通して行う。

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、家庭動物の受け入れ方法
- ※指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされており、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきであること等を含めて、地域住民等に周知徹底しておく。
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断

で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

## 6 避難所開設・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

## 7 宿泊施設となり得る施設との協力協定締結

町は、指定避難所だけでは対応が困難な場合に備え、町内の民間施設と協力協定を締結しておく。

## 8 動物愛護

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

### (1) 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

#### ①所有者明示に関する普及啓発

町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

#### ②災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

#### ③ペット動物のための防災手帳に関する普及啓発

町は、飼い主に対し、災害時の同行避難に備えて、埼玉県版「ペット動物のための防災手帳」の活用について普及啓発する。防災手帳には、飼い主の連絡先、ペットの写真、健康情報、ワクチン接種歴、かかりつけ動物病院、マイクロチップ番号等を記録し、避難時に携行できるよう備えることについて周知する。

## 第5 緊急輸送体制の整備 【総務政策課、建設課】

町は、県による緊急輸送道路とは別に、町指定の緊急輸送道路の指定に努める。

### 1 町による緊急輸送道路

#### (1) 町による緊急輸送道路の指定検討

町は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町域の県指定緊急輸送道路と町の防災活動拠点を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討し、必要に応じて拡幅等の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路等の整備

町は、緊急輸送道路に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性を確保するため、平時から必要な対策について検討を行う。

(3) 町道の確保体制の整備

発災後速やかに自発的に事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧にあたるよう、平時から重機を保有する事業所との協力体制の構築を図る。

## 2 輸送施設・拠点の確保

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検する。また、町、国及び県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

[資料編] 5-4ヘリポート予定地

## 3 輸送手段の確保

町は、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。

## 4 応急復旧資機材の整備

道路の障害物の除去などに備え、平常時から、応急復旧資機材の備蓄及び調達体制の整備を行う。

## 第6 帰宅困難者対策の充実 【総務政策課】

---

町は、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を近隣市町や駅長、集客施設、事業所等と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

### 1 帰宅困難者の定義

大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

### 2 帰宅困難者数の把握

町外から町に訪れ、帰宅困難となる帰宅困難者数は、関東平野北西縁断層帯地震が休日の12時に発生した場合が最も多く、3,910人余りになると予測されている。

### 3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

町外に通勤、通学している住民は、移動手段の途絶により帰宅できなくなるおそれがあるため、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

(2) 被害の拡大

発災直後から多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(3) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

4 帰宅困難者対策の普及啓発等

(1) 住民への啓発

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩経路の事前確認をすること。
- ② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。

(2) 災害時伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保
- ② 従業員等との安否確認手段の確保
- ③ 災害時の水、食料や情報の提供、仮宿泊場所等の確保

(4) 徒歩帰宅訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して住民への啓発のほか、近隣市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

(5) 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする県の「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

5 帰宅困難者支援体制の整備

町は、帰宅困難者が発生した場合に備え、関係機関と連携し、情報提供体制の整備や、一時滞在施設の指定などを行う。

また、町内の事業所等に対しては、従業員や来訪者の非常食、飲料水、毛布等の備蓄を図るよう働きかける。

(1) 一時滞在施設の確保

町、鉄道事業者と連携し、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努める。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

町は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

(2) 学校における対策

学校は、発災時に児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者への児童生徒等の引渡しが速やかに行われるように、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。また、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童生徒等の引き取りが困難な場合や、児童生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内にとどめる対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

(3) 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

### 第3節 生活維持活動のための準備

町は、迅速かつ的確に防災対策を実施して住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、被災後の生活維持及び早期復旧のため、災害廃棄物処理や応急仮設住宅確保等のための体制整備を進める。

方策	担当部署
第1 給水体制の整備	上下水道課
第2 食料等の備蓄、調達体制の整備	総務政策課
第3 生活物資の備蓄、調達体制の整備	総務政策課
第4 防災用資機材及び燃料の備蓄、調達体制の整備	総務政策課
第5 遺体の埋・火葬体制の整備	総務政策課
第6 物資調達・輸送に関する体制の整備	総務政策課
第7 廃棄物処理体制の整備	環境課
第8 防疫衛生体制の整備	環境課
第9 住居の確保体制の整備	建設課
第10 文教に係る事前対策	教育委員会

#### 第1 給水体制の整備 【上下水道課】

##### 1 飲料水等の供給体制の整備

###### (1) 飲料水等の確保

被害想定では、関東平野北西縁断層帯地震での被害が上水道の被害がもっとも大きく、断水世帯は4,400世帯余り、断水人口は12,300人余りが予測されている。また、飲料水需要の見込みは、3日後で90キロリットル余り、7日後で160キロリットル弱と予測されている。

町では、災害時に配水池の自動遮断弁が作動し、通常時約5,000tの飲料水が確保される予定であり、その他に、ペットボトル(2ℓ)飲料水3,000本、給水タンク、ポリタンク、給水袋を備蓄している。また、配水池より直接給水できる緊急給水施設及び応急給水用資機材等の整備を図るなど、飲料水等の確保に努める。

###### 〔被災後の時間経過に伴う水量の目標〕

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3ℓ/人・日	生命維持に最少必要な水量	耐震貯水槽、給水車、県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日	100ℓ/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

(2) 給水拠点の整備

町は、緊急遮断弁付き配水池の整備や配水管路内の水を利用するための機能をもった拠点の整備、給水所の整備などを図る。

また、小中学校、大口使用者の受水槽を飲料水として確保する。そのため、これらの施設の水洗トイレの緊急閉鎖、元栓の閉鎖等の緊急措置について、あらかじめ定めておく。

(3) 応急給水資器材の備蓄及び調達体制の整備

町は、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

また、給水資器材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得て、調達体制の整備を図る。

[資料編] 3-2 給水関連

(4) 検水体制の整備

町は、耐震性貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

(5) 災害用井戸の整備

町は、応急給水に万全を期すため、水確保手段の1つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。

## 2 生活水の確保手段の整備

町は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水等の用途に欠かせない生活用水について、受水槽、給水タンク、災害用井戸等の整備など、確保手段の多様化に努める。

災害用井戸の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。

## 3 物資備蓄拠点の整備

町は、本庁舎防災倉庫及び各指定避難所の防災倉庫を物資備蓄拠点として整備するとともに、避難所や町内各地区に防災倉庫を整備する。

町は、毎年度供給可能量と需要の適正を調査するとともに、備蓄食料等の更新及び見直しを行う。

---

## 第2 食料等の備蓄、調達体制の整備 【総務政策課】

---

町は、大規模な地震災害の発生した場合を想定して、必要とされる食料・飲料水等の備蓄を行う。また、備蓄及び調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

### 1 食料の備蓄

(1) 食料の確保体制の整備

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておく。

食料は、3日分に相当する量を目標として、町及び県、住民がそれぞれ備蓄する。

町は、被害が甚大となる関東平野北西縁断層帯地震は3日後に10,300食余り、7日後には25,700食余りの需要が見込まれている。

備蓄数量は、避難者用を県と町でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、災害救助従事にあたる町職員分は町で3日分以上とし、住民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

また、町では、東松山工業団地が立地していることも踏まえ、昼間人口が大きい地域等の事業者に対しては、個々の企業における備蓄対策の推進を促していく。

(2) 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮する。例示すると以下のとおりである。

○主食品：アルファ化米、レトルトがゆ、缶入パン等

○乳児食：粉ミルク、離乳食等

○その他：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(3) 要配慮者への配慮

幼児や高齢者、障害者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、町は、口に入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、町がアレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように支援する。

(4) 備蓄食料の管理

町は、毎年度供給可能量と需要の適正を調査し、備蓄食料の更新及び見直し、品質の管理を行う。その際、おかゆ、減塩食品等、要配慮者向けの食料の備蓄について配慮していく。

[資料編] 3-1 防災用備蓄資材、機材等

## 2 食料等の調達及び輸送体制の整備

(1) 食料の調達体制の整備

大規模災害発生時に食料等を円滑に調達できるよう、平常時から調達先と十分に協議し、災害時の担当窓口の把握に努めるなどしておくとともに、町内の食料生産者、その他販売業者、流通業者等と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど、物資の確保に一層努める。また、輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

なお、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品の調達に配慮する。

[資料編] 9-5 救援物資関係の協定

[資料編] 9-7 輸送関連の協定

(2) 食料集積地の指定

町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を物資集積拠点（本庁舎又はJ A埼玉中央滑川支店）に集積する。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

[資料編] 2-4 物資の集積場所

## 第3 生活物資の備蓄、調達体制の整備

【総務政策課】

町は、大規模な地震災害の発生した場合を想定して、衣類・医薬品・光熱資材・要配慮者向け用品等の生活必需品の備蓄及び調達体制の整備を図る。

### 1 生活物資の備蓄

(1) 生活物資の備蓄体制の整備

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

町は、被害が甚大となる関東平野北西縁断層帯地震では毛布 2,240 枚弱の需要が見込まれており、その他の生活必需品の備蓄数量、品目を定め、生活物資の備蓄を行う。また、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等について調査、管理を行い、それらの円滑な供給のための体制の整備を図る。

(2) 備蓄品目

住民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品の他、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品、簡易ベッドなど、避難所生活を想定した物資等についても備蓄を図る。

特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等の備蓄に努める。

〔想定される品目〕

- ・毛布、タオル・下着、靴下・簡易食器・懐中電灯・ラップフィルム
- ・おむつ（こども用、大人用）・生理用品・石鹸・ウェットティッシュ
- ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- ・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- ・マスク、防塵マスク、消毒液

〔資料編〕 3-1 防災用備蓄資材、機材等

2 生活物資の調達及び輸送体制の整備

(1) 生活物資の調達体制の整備

大規模災害発生時に生活物資を円滑に調達できるよう、災害時の担当窓口の把握に努めるなど、平素から調達先と十分に協議しておくとともに、町内の食料生産者、その他販売業者、流通業者等と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど、一層物資の確保に努める。また、輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

〔資料編〕 9-5 救援物資関係の協定

〔資料編〕 9-7 輸送関連の協定

(2) 生活必需品集積所の指定

町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される生活必需品を、物資集積拠点（本庁舎又はJ A埼玉中央滑川支店）に集積する。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

〔資料編〕 2-4 物資の集積場所

第4 防災用資機材及び燃料の備蓄、調達体制の整備 【総務政策課】

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行うため、災害応急対策に必要な資材、機器材の備蓄及び調達体制の整備を行う。

また、災害対策活動において燃料は必需のため、燃料確保に向けた体制の整備を図る。

1 防災資機材等の備蓄

(1) 防災資機材等の備蓄体制の整備

町は、各避難所及び広域避難場所の収容人員等を目安に、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等、防災資機材等の備蓄体制の整備を図る。また、要配慮者用の移送器具等の備蓄を積極的に進める。

なお、備蓄は、自治会単位又は自主防災組織での備蓄体制を整備していく。

災害時に必要になると考えられる品目は以下のとおりである。

〔想定される品目〕

- (a) ろ水機 (b) 仮設トイレ (c) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- (d) 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）
- (e) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

(f) 発電機	(g) 投光機	(h) 炊飯器
(i) テント、ブルーシート、土のう袋		
(j) 避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）	(k) 携帯電話用充電器	

## (2) 防災資機材等の備蓄、管理

町は、災害時に、その機能を有効に活用できるように、水防用備蓄資材・機材など災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

なお、防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行うため、防災用資機材を即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や自治会単位で備蓄場所を整備していく。

## (3) 防災資機材等の点検整備

町は、毎年の年度当初に災害時の応急活動用の防災資機材等の点検整備を実施し、整備を完了するよう努める。

点検、整備は、次の事項に留意して実施する。

### ① 資材、機材等

- ア 規格ごとの数量の確認
- イ 不良品の取替え
- ウ 薬剤等の効果測定
- エ その他必要な事項

### ② 機械類

- ア 不良箇所の有無及び故障の整備
- イ 不良部品の取替え
- ウ 機能試験の実施
- エ その他必要な事項

[資料編] 3-1 防災用備蓄資材、機材等

## 2 燃料の調達体制の整備

町は、LPガスや石油燃料の確保・供給が図れるよう、県と関係団体との協定締結の状況を踏まえながら、団体支部との協定締結等、確保・供給体制の確立に向けて取り組む。

## 第5 遺体の埋・火葬体制の整備

【総務政策課】

関東平野北西縁断層帯地震の被害想定では、死者は30人弱と予想されており、周辺市町村でも同様の被害が発生することを考えると、通常の火葬場の処理能力を超えることも考えられる。

町は、災害時に適切な搜索及び埋・火葬が行えるように、体制の整備を図る。

### 1 遺体の収容体制の整備

町は、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に適した施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

### 2 埋・火葬体制の整備

町は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

## 第6 物資調達・輸送に関する体制の整備 【総務政策課】

町及び県は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

## 第7 廃棄物処理体制の整備 【環境課】

大規模な災害時には、大量のがれきや指定避難所の生活ごみ等の災害廃棄物の発生が予想され、また、通常のがれき処理施設も被災の可能性があることから、災害時廃棄物仮置場の選定、確保、廃棄物運搬等について体制の整備を図る。

### 1 災害時廃棄物処理場の確保

大規模な災害時には、大量の災害廃棄物が発生するだけでなく、廃棄物処理施設も被災し、処理能力が低下する可能性もあることから、県内の全市町村及び一部事務組合と「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」の締結を行い、体制の確保を図っている。また、今後は小川地区衛生組合等における災害廃棄物対策を講じるとともに、民間事業者等との相互協力の締結も含めて事前対策を講じる。

災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理については、必要に応じて町災害廃棄物処理計画の見直しを行う。

### 2 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

町は、町災害廃棄物処理計画に基づいて、あらかじめ計画した災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を踏まえ、発災後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

### 3 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

### 4 災害時アスベスト等危険物処理対策の検討

大規模な災害時には、建築年次の古い建造物の倒壊が想定され、アスベスト等の古い建築材の廃棄処理が予想される。そのため、その他の危険廃棄物と併せて、災害時の危険物処理対策及び環境汚染防止に関しても検討する。

## 第8 防疫衛生体制の整備 【環境課】

町は東松山保健所等関係機関と協力し、災害時に被災地に発生する感染症や食中毒の予防対策等を適切に行えるよう、防疫衛生体制の整備を図る。

## 1 防疫活動組織

町は、被害の程度に応じ迅速かつ適切な防疫衛生対策が行えるように、自主防災組織に衛生指導員等の設置を提案するなど、各地区、避難所ごとに体制の整備を図る。

## 2 防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達体制の整備を図る。

## 第9 住居の確保体制の整備 【建設課】

町は、県をはじめ関係機関と連携し、住宅の応急修理体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設に備えて、用地の選定などをあらかじめ行う。

### 1 応急修理体制の整備

町は、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して、速やかに応急修理が行えるよう体制の整備を図る。

#### (1) 建築物の応急危険度判定等の体制の整備

町は、大規模災害発生後、速やかに建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定が行えるよう、関係機関との連携により体制の整備を図る。また、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のため、住民への広報活動等を行う。

#### (2) 応急修理体制の整備

町は、建設業者をはじめ関係機関と連携し、建物の応急修理体制の整備を図る。

### 2 仮設住宅等の準備

町は、関東平野北西縁断層帯地震の家屋の損壊予測等を目安に、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、設置場所、資機材の調達、人員の確保体制等の整備を図る。

#### (1) 用地選定

町は、仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

#### 〔建設用地の選定基準〕

- ・ 飲料水が得やすい場所
- ・ 保健衛生上適当な場所
- ・ 交通の便を考慮した場所
- ・ 住居地域と隔離していない場所
- ・ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- ・ 工事車両がアクセスしやすい場所
- ・ 既存生活利便施設が近い場所
- ・ 造成工事の必要性が低い場所

〔資料編〕 2－1 災害時における町内施設等の利用計画

#### (2) 適地調査

町は仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

### 3 資機材、人員の確保体制の整備

町は、仮設住宅が速やかに建設されるように、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、資機材の調達体制や人員の確保等、体制の整備を図る。

〔資料編〕 10－4 町内及び周辺地域の各種事業者

#### 4 既存住宅の活用体制の整備

町は、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き室を災害時に活用できるように、関係機関との連携による体制の整備を図る。

[資料編] 9-4 民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

#### 5 設置事前計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

##### [応急仮設住宅設置計画の内容]

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 要配慮者に対する配慮

### 第10 文教に係る事前対策 【教育委員会】

大規模災害時において、児童生徒等の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前に文教対策の実施体制を整備する。

また、町内の各種文化財を災害から保護するため、所有者、関係機関及び団体と協力しながら、文化財災害予防対策を推進していく。

[資料編] 10-3 指定文化財一覧

#### 1 応急教育計画の策定

- (1) 町及び町教育委員会は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- (2) 教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておく。

#### 2 応急教育に関する事前対策の推進

- (1) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てる。
- (2) 校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
  - ① 町の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
  - ② 児童生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を確立して、その周知を図る。
  - ③ 町教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
  - ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
  - ⑤ 学校においては、不在時の災害発生に対処する訓練を行う。

#### 3 文化財建造物の予防対策

町教育委員会は、指定文化財建築物について、火災、風水害等による滅失、き損を防止するため、県教育委員会、消防機関、警察署等の関係機関と協力して、所有者、管理者等に対し、次の事項の指導を行う。

- (1) 防火管理の体制の完備
- (2) 火災危険箇所の早期発見及びその箇所の改善
- (3) 火災警報発令時の火気使用制限の厳重指導

- (4) 消火設備、警報設備の完備
- (5) 避雷装置設置の指導
- (6) 消防用水の確保及び消防自動車進入道路の確保
- (7) 防火壁、防火扇の設置
- (8) 自衛消防組織の訓練の実施
- (9) 消火塀、防火帯設置の推進
- (10) 耐震強度に留意した所要の保存修理
- (11) き損等の事故防止措置の指導

#### 4 美術工芸品等の予防対策

町教育委員会は、美術工芸品等をできる限り耐火、防水性の収納庫に保管するよう所有者、管理者等に対し指導するとともに、特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導を行う。

#### 5 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

町教育委員会は、史跡、名勝、天然記念物等の予防対策は、1、2と同様な措置を講ずるとともに、災害時の被害を防止するため、平常管理を強化するよう所有者、管理者等に対して指導を行う。

## 第2章 災害に強いまちづくりの推進

災害による被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを行う。また、洪水、内水氾濫や急傾斜地の崩壊等、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

### 第1節 防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりを進めていくためには、市街地の整備、道路の拡幅、公園・緑地等のオープンスペースの確保等が必要なため、まちづくりに関わる計画において、「防災都市づくり」を位置付け、事業の推進を図る。

また、災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うことが重要であるため、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく。

方策	担当部署
第1 基本方針	総務政策課
第2 防災空間の確保	建設課、産業振興課、農業委員会事務局
第3 宅地等の安全対策	建設課
第4 建築物等の安全化	建設課、施設管理者
第5 道路及び交通施設の安全化	建設課、道路管理者
第6 ライフライン施設の安全化	上下水道課、ライフライン事業者
第7 地震火災等の予防	消防本部、施設管理者

#### 第1 基本方針 【総務政策課】

緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には活動しやすい空間の整備を図るため、「町総合振興計画」、「都市計画マスタープラン」等の計画において、「防災まちづくり」の推進を位置付けるとともに、住民の合意を得つつ、地域特性を踏まえたうえで、必要性や緊急性の高い地域及び事業から順次進めていく。

##### 1 町総合振興計画等における位置付け

- (1) 「第6次滑川町総合振興計画」では、「暮らしやすい快適なまちづくり（都市基盤 生活環境）」において、「東京から近く、豊かな自然を有する立地条件を特徴として生かしながら、都市機能と自然とが調和したにぎわい拠点や都市基盤を整備し、町の活性化につながる土台をつくりあげていきます。さらに、町民・事業者・行政が一体となって環境保全や省資源化に取り組むとともに、防災対策や防犯対策などの充実に努めながら、町民一人ひとりが豊かに生活できる暮らしの舞台をつくりあげていきます」と掲げており、その実現に努める。
- (2) 町は、「滑川町都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な土地利用を進めていくため、市街地環境の改善や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導するものとし、関係機関はその実現に努める。

(3)町は、国土利用計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

## 2 地域特性に応じた防災まちづくりの推進

町は、のどかな農村地帯となっている北部と、土地区画整理事業による新しい住宅地や工業団地などが立地する南部と、それぞれに特徴を持った土地利用が形成されているため、地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導、建築物の耐震・不燃化等により、地域の安全性の向上に努める。

## 3 震災に強いまちづくりの推進

被害想定、施設の老朽度や重要度等を勘案し、都市施設の耐震性の向上及び公共施設の耐震性の強化を図るとともに、建築物の耐震診断・耐震改修の補助等、民間建築物の耐震性・耐火性の向上に対する支援を検討し、震災に強いまちづくりを推進する。

## 4 風水害に強いまちづくりの推進

河川改修、土砂災害の防止等の総合的な治水対策を実施するとともに、風水害に強いまちづくりを推進する。

## 5 安全な市街地の整備

住民生活の利便性の向上を図る上でも市街地の整備は非常に重要であることから、防災面に十分配慮した安全な市街地の整備に努める。

## 6 基盤施設のバリアフリー化の推進

高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

## 7 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本(橋梁、下水道等)に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的など維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

## 第2 防災空間の確保 【建設課、産業振興課、農業委員会事務局】

建物の倒壊や火災による延焼等被害拡大の防止、避難路の安全確保、被害の軽減を図るため、公園・緑地、農地、広幅員の道路等都市における空間の確保に努める。

### 1 公園・緑地等の整備

市街地では、公園整備が図られており、適切な維持管理を行いながら、災害時に避難場所として活用するため、太陽エネルギーを使用した照明装置の整備などを検討する。

また、北部の豊かな自然が広がる地域では、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間として、自然空間の計画的な保全を図る。

### 2 道路の幅員の確保

幅員の狭い道路は、建物その他構造物の倒壊や火災の発生等により、道路の通行が困難となる危険性が高く、また、緊急車両の円滑な通行を阻害する要因ともなりうることから、火災の延焼防止を図り、かつ災害時においても通行路や避難路として機能するよう、広幅員の道路の整備に努める。

特に、指定緊急避難場所までの避難路については、十分な歩道幅員の確保、街路樹の整備、沿道建物の耐震・不燃化等により安全化が図られた広幅員幹線道路等の整備に努める。

### 3 農地の保全

農地は、火災時の延焼防止帯としての役割を有しており、また井戸、ため池等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、災害の拡大防止や一時的な避難場所として、加えて、災害時における貴重な生鮮食料の供給基地として期待されることから、農地の保全に努める。

## 第3 宅地等の安全対策 【建設課】

町は県と連携し、急傾斜地崩壊危険箇所について区域指定による規制等を行うとともに、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。また、土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施する。

### 1 災害防止に関する指導等

県は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可・建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行い、町はこれに協力する。

### 2 盛土による災害の予防対策

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行い、町はこれに協力する。また、県は、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

## 第4 建築物等の安全化 【建設課、施設管理者】

災害による被害を防止・軽減するために、都市計画的な視点の防災構造化はもとより、個々の建築物・工作物等についても防災性・安全性の向上のための各種防災施策を講ずる。

また、災害時における危険性のある屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス等の落下物、塀やブロック、自動販売機等の転倒物の安全対策、家具の転倒・落下防止対策を推進していく。

### 1 建築物耐震改修促進計画の推進

町は、「滑川町建築物耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物及び民間建築物を合わせて、多数の者が利用する建築物についての耐震化を推進し、学校及び本庁舎の耐震化を完了している。今後、同計画に基づき、店舗、病院などの民間の大規模建築物については、県の耐震改修等への補助制度（埼玉県建築物耐震改修等補助）の周知を図るなど、さらなる耐震化を推進していく。

### 2 公共建築物等の防災上重要な施設の安全化

[防災上重要な建築物として位置づける公共建築物]

- ① 町役場、役場が被災した場合の代替施設（滑川中学校）
- ② 保健センター、病院等の医療救護活動施設
- ③ 交番、消防分署等の応急対策活動施設
- ④ 学校、文化施設等の避難収容施設
- ⑤ 高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設

### (1) 公共施設の安全化

公共建築物の災害・火災等防災性の強化を図るとともに、公共施設等総合管理計画や公共施設長寿命化計画(個別施設計画)に沿う耐震化、長寿命化や防災設備等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備、天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止する。新設又は全面移転改築に伴う建設地の選定にあたっては、土砂災害や災害による不同沈下、浸水などの被害防止のため、慎重な地盤調査を行う。また、建築物、校庭・駐車場等のオープンスペースに対する雨水流出抑制機能の充実を図る。加えて、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保し、ライフライン系統の不測の事態にも継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

### (2) その他の防災上重要な建築物の安全化

#### ① 建築物の安全化

公共施設は、多くの人々が利用するだけでなく、住民生活を支える重要施設であり、かつ災害時の重要な拠点となるため、災害時に被害が発生しないよう、施設の耐震化、不燃化等の安全化を図るとともに、ライフライン系統の不測の事態に備え、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

#### ② 建物以外の施設の補強及び整備

##### ア 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

落下・倒壊のおそれのある物件等(国旗掲揚塔、防球ネット、塀等)の安全度を常時確認し、危険と認められるものには補強工事を実施する。

##### イ 飛散しやすい機器等の格納、固定化

飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

##### ウ 消防施設等の整備

消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

##### エ 建物以外の施設の点検

建物以外の施設の定期的点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

## 3 不特定多数の人が利用する施設の耐震化

駅舎、ロータリー、商業施設等は、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに地震災害の防止、軽減を図るため、耐震化、防災設備等の整備・管理に努めるものとし、町及び消防機関はこれを指導する。

## 4 一般建築物等の安全化

町では、建築物の耐震化を図っているが、一部では、旧耐震基準(昭和56年以前)の建物が立地している。

町は、住民に対して建築物の安全性強化に関する知識の普及啓発、建築物の耐震診断、各種助言、指導、支援を行うとともに、建築基準法、消防法等の規定に基づき、建築物等の耐震化・不燃化を促進する。

### (1) 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

### (2) 屋内の安全対策

屋内の安全対策について広報による啓発活動を行い、家庭でできる防災対策を促進する。

[家庭でできる防災対策]

- ①家具類への固定金具の推進
- ②ガラス飛散防止フィルムの普及促進
- ③収納物の散乱防止のため、両開き扉の固定方法などの知識普及
- ④建物一体型の作り付け収納家具の普及

## 5 転倒・落下等の防止対策

### (1) ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、町内のブロック塀の倒壊危険箇所の把握、ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発、ブロック塀の点検・改修等に関する指導を行う。特に、緊急輸送道路に面する地域については、災害応急対策にも影響が及ぶため、ブロック塀倒壊防止対策を推進し、安全性の確保を図る。

### (2) 窓ガラス等の落下防止対策

窓ガラスの飛散、外壁タイルの剥落、看板等の工作物等の落下防止対策の重要性について啓発を行うとともに、県をはじめとする関係機関と連携し屋外広告物等の規制、自動販売機の転倒防止に努める。特に、緊急輸送道路に面する地域については、災害応急対策にも影響が及ぶため、落下物防止対策を推進し、安全性の確保を図る。

### (3) 緊急輸送道路等における転倒・落下等の防止対策

緊急輸送道路等に面する転倒・落下対象物の地震に対する安全性の確保を図るため、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて指導、助言又は勧告を行う。

### (4) 家具等の転倒防止対策

- ①町は、公共施設の書庫やOA機器等の設置状況を確認し、必要に応じて転倒防止のための措置を行う。
- ②住民及び事業所は、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具等の転倒防止対策に努める。
- ③町は、住民が家具等の転倒により、被害に遭わないよう、パンフレット等を配布して、転倒防止対策の啓発に努める。

### (5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

## 6 空き家等の実態把握

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じて県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

---

## 第5 道路及び交通施設の安全化 【建設課、道路管理者】

---

道路及び交通施設に被害が発生した場合、緊急輸送等応急対策や避難対策に大きな影響を及ぼすことから、各道路施設の管理者等は補修工事等により施設の安全化に努める。

## 1 道路・橋梁の整備

土砂崩落、落石等の危険箇所については、必要に応じて対策工事を検討し、また、老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁についても耐震上不十分なものは整備し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

### (1) 危険箇所調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所の把握に努める。

既設橋梁については、5年に1度の橋梁点検を実施し、点検結果に基づき対策工事等を実施する。新設橋梁は、「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）（令和7年8月、国土交通省）に基づき建設する。

[資料編] 9-2 災害時の情報交換等に関する協定

### (2) 道路の防災補修工事

(1)の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、土質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

### (3) 道路管理者

道路に障害物が堆積し、通行不能となった場合は道路管理者に連絡し障害物を除去する。

[資料編] 5-2 道路の整備及び管理者

### (4) 道路啓開用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路啓開用資機材を町内業者等と連携し、配置場所を常に把握しておくように努める。

[資料編] 5-2 道路の整備及び管理者

### (5) アンダーパス部の安全化

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水設備の維持管理に努め、必要に応じて補修等を推進する。

また、冠水のおそれがある箇所については、冠水時の侵入防止対策について検討し、必要に応じて侵入防止対策の整備を図る。

## 2 道路付帯施設等の整備

### (1) 道路付帯施設の整備

災害により交通安全施設の倒壊、損傷、信号機の滅灯等が予想される。従って、老朽施設の更新等のほか、主要交差点信号機の滅灯・倒壊に対処するため、道路管理者及び交通管理者は道路付帯施設の整備を図る。

### (2) 横断歩道橋の整備

震災時において、歩道橋の落下等により交通障害となることを防止するため、所管の歩道橋について、保守点検、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

## 3 鉄道施設の安全化

鉄道事業者は、事業規模に応じて、災害時に対応する体制、業務継続計画（BCP）や災害対策マニュアル等を作成するとともに災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

また、防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため通信設備を整備する。

[資料編] 5-3 鉄道事業者

## 第6 ライフライン施設の安全化 【上下水道課、ライフライン事業者】

町は、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、各事業者との相互協力関係の充実に努める。

ライフライン施設の整備にあたっては、耐水性・耐火性の強化を図るとともに、系統の多重化や拠点の分散化等による補完・代替、バックアップ機能の確保に努める。

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

### 1 上水道施設の整備

町は、住民への飲料水の確保、供給体制の整備拡充に努め、水の欠乏による社会不安への解消を図り、あわせて施設の復旧により安定供給を図る。

#### (1) 設備面の災害予防

水道施設については、老朽化が進んでいるため、町及び水道事業者は、水道施設ごとに優先度を確立し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画に合わせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進する。各地域の地盤の状況等も考慮し、防災上重要な施設への配水管の耐震化及び老朽管の更新を図り耐震強化対策を実施していく。

##### ①重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防にあたっては、老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮した上で耐震化、近代化事業を推進する。特に配水管については、更新計画を基に、整備を図る。

##### ②バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化

重要施設の複数配置やバイパスルートの確保により、バックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。また、地震時における配水池内の飲料水の流出を防ぐため、緊急遮断弁付き配水池の維持管理に努める。

##### ③給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。なお、東日本大震災では、長周期振動で多数の貯水タンクが破損しており、その要因として、内部の水の振動が考慮されていなかったことが挙げられているため、一層の向上を図る。

#### (2) 体制面の整備

町及び水道事業者は、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

#### (3) 災害時連絡体制の確立

町及び水道事業者は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

また、自らの復旧が困難な場合に備え、他市町村との相互応援協力体制の整備を推進する。

#### (4) 災害対策用資材等の整備

##### ①応急給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、ペットボトル等の応急給水用資機材の整備に努める。また、停電時への対応のための非常用電源の整備を図る。

②応急復旧用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に配水管等の応急復旧用資機材の整備に努める。

(5)防災広報活動

町及び水道事業者は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

2 下水道施設の整備（集落排水施設を含む。）

町の下水道事業は、埼玉県下水道局の管理の下で、市野川流域下水道区域として、町の他、小川町、嵐山町がそれぞれ負担金を出し合い、下水道処理を行っている。農業集落排水事業は、公共下水道区域以外の農業振興地域の中で3地区が供用を開始しており、伊古・広瀬地区農業集落排水処理施設については機械類の更新時期を迎えているものもある。浄化槽事業は公共下水道区域、農業集落排水事業区域以外の町全域を整備区域とし、各住宅の敷地内に公設浄化槽の設置を行う。各下水道施設管理者は、災害時の被害を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、耐震強化など施設・設備の整備推進と災害対策資材の確保や他機関との連絡協議等の応急活動の推進を図る。

(1)設備面の災害予防

下水道施設管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を樹立し、耐震性診断及び対策工法を検討するとともに、必要に応じて耐震補強工事を行うものとし、これから新設するものについては建設計画時点から耐震対策を検討する。

また、施設の点検パトロール実施等施設の安全管理・確保に努めるとともに、下水道台帳の整備を図る。

さらに、下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備するとともに、再生水を消防用水として利用するなどの検討を行う。

(2)体制面の整備

下水道施設管理者は、下水道施設の防災対策にあたり、防災活動が円滑にできるよう防災主管課と調整、協議し、組織の整備を図る。

また、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

さらに、自らの復旧が困難な場合に備え、他市町村との相互応援協力体制の整備を推進する。

(3)関係防災機関との連携及び連絡調整

下水道施設管理者は、下水道施設の調査、復旧において、防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能な限り事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行う。

また、調査・復旧を円滑に実施するため、処理場周辺の地域住民、企業等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後これらの広報等を検討する。

(4)災害対策用資材の整備

下水道施設管理者は、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、建設業協会等と協力し、災害対策用資材等の整備を平常時から計画的に行う。また、停電時への対応のための非常用電源の整備を図る。

(5)防災広報活動

下水道施設管理者は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民等に対し、平常時から防災体制等について広報し、防災意識の啓発に努める。

### 3 電力施設の整備【東京電力パワーグリッド株】

電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。電力事業者は、災害に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果等を参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

設 備		耐 震 設 計 方 針
変 電 設 備		機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。
送 電 設 備	架 空	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。
	地 中	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。
配 電 設 備	架 空	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。
	地 中	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行う。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

### 4 ガス施設の整備【ガス事業者】

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として適切な対策を講ずる。

施 設 名	震 災 対 策
ガ ス 製 造 施 設	① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。
ガ ス 供 給 設 備	① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断装置を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。 ③ 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。 ④ 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。

施設名	震災対策
検知・警備設備	<p>災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。</p> <p>ア 地震センサー（S Iセンサー、液状化センサー） イ ガス漏れ警報装置 ウ 火災報知器 エ 圧力計 オ 流量計</p>
設備の緊急停止装置等	<p>緊急時の保安確保を図るため、緊急停止装置、緊急遮断装置を必要とする施設に設置及び整備を行う。</p>
緊急放散設備等	<p>製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。</p>
連絡・通信設備	<p>災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。</p>
ガス工作物の巡視・点検・調査等	<p>ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。</p>

[資料編] 10-4 町内及び周辺地域の各種事業者（6）ガス事業者

## 5 通信設備の整備【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ埼玉支店等】

### (1) 通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、NTT東日本(株)の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図る。

施設名	震災対策
建物	<p>① 新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。</p> <p>② 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。</p>
建物内設備	<p>① 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。</p> <p>② 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。</p>
建物外設備	<p>① 地下ケーブル ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。</p> <p>② 橋梁添加ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。</p> <p>③ 架空ケーブル 隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。</p>

施設名	震 災 対 策
	④ NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、有線ケーブル又は無線による多ルート化を進める。 ⑤ 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。 ⑥ 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 ⑦ 町指定の避難所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。
移動用無線	① 地域的な孤立を防止するための無線電話を配備している。 ② 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。 ③ その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。
非常用電源	重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

(2)事業計画

- ①防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
- ②平時から災害復旧用資材を確保しておく。
- ③災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平時から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下の訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災関係機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時初動立ち上げ訓練</li> <li>・気象に関する情報伝達訓練</li> <li>・災害時における通信疎通訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信設備等の災害応急復旧訓練</li> <li>・消防及び水防の訓練</li> <li>・避難及び救助訓練</li> </ul>
---	--

- ④災害用伝言ダイヤル171及びweb171（災害用伝言板）、災害用伝言板（携帯電話事業者提供）のPRに努める。

6 エネルギーの確保

町、県及び防災関係機関は自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LPガス、水素等）に努める。

第7 地震火災等の予防 【消防本部、施設管理者】

町では消防機関と連携し、住民、事業者等に対して、平時から出火防止対策や初期消火体制の充実に取り組んでいるが、大地震発生時には、林野火災及び家屋火災の同時多発が予想され、状況のいかんによっては、初期消火が困難となり大火災に発展するおそれもある。

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、平時から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

## 1 一般火気器具からの出火防止

- (1)地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- (2)地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (3)電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機能等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。また、事業者とともに、ガスボンベの取扱いについて対策を講じる。
- (4)住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

## 2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒したりすることにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

## 3 危険物取扱施設の安全化

危険物取扱事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づく施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震化の強化に努め、危険物の災害予防に万全を期するものとし、消防本部はこれらを指導する。町は消防本部と連携を図り、情報の共有化を図り、必要に応じて支援する。

## 4 消防用設備等の整備、耐震化

消防機関は、施設の設置者（管理者）に対し、地震時においても十分に消防用設備の機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう耐震措置の実施について指導する。

また、要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特にスプリンクラー設備等を適正に設置するよう指導する。

## 5 防火思想の普及徹底

町及び消防機関は、住民に対し、消防に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底を期するため、次により防火思想の普及活動を実施する。

### (1)普及の方法

- ①防災行政無線、公用車、広報紙、町ホームページ等による実施
- ②春・秋の火災予防運動中における一般家庭及びひとり暮らし高齢者家庭の防火査察並びに防火広報の実施
- ③年末における消防団による歳末警戒及び防火広報の実施
- ④その他防火思想の普及に必要な事項の実施

### (2)普及の内容

- ①消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- ②家具類の転倒、日用品の落下防止措置の徹底

- ③対震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
- ④火を使用する場所の不燃化
- ⑤カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- ⑥灯油等危険物の安全管理の徹底

## 6 事業所の初期消火力の強化

事業所の自主防災対策の強化を促進するとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、町及び消防機関は平時から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成するよう指導する。

## 7 初期消火力の充実強化

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行うとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における初期消火力を充実強化していく。

## 第2節 被害防止対策の推進

町は、県、消防機関と連携を図りながら、土砂災害やため池等の災害危険区域の調査、把握に努める。調査の結果判明した危険箇所については、町は県と連携し、施設整備計画を策定し、人家、公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、災害の防止に努める。

また、表示板等の設置や広報紙への掲載、住民説明会等により危険箇所の周知を図るとともに、災害時に応急対策が実施できるよう、平時より関係機関との連携を図り、警戒・避難体制の強化を図る。

方策	担当部署
第1 水害危険区域に対する予防措置	総務政策課、建設課
第2 土砂災害対策の推進	総務政策課、建設課
第3 農業施設の整備等	産業振興課
第4 竜巻等の突風対策	総務政策課、建設課
第5 雪害の予防	総務政策課、建設課
第6 火山噴火降灰の予防・事前対策	総務政策課、関係各課
第7 危険物等災害の予防	総務政策課、環境課、産業振興課
第8 放射性物質及び原子力事故災害の予防	総務政策課、環境課

### 第1 水害危険区域に対する予防措置 【総務政策課、建設課】

町では、市野川で氾濫などが過去に発生しているが、県による河川改修も進んでおり、その効果により、近年、被害は発生していない。ただし、短時間で大量の雨をもたらす集中豪雨が全国的に発生しており、町においても、短時間雨量の増大傾向が見られる。南部の地域は平地で住宅が密集しており、そこに市野川が流れているため、自然環境に配慮しながら、河川改修、水防体制の整備を進めていく。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、生命・財産への被害を防止・最小化するため、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進し、強靱化を図っていく。

#### 1 河川管理施設の整備及び河川改修

##### (1) 河川管理施設の整備

河川管理施設について、国が示す耐震点検要領等に基づき、耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、堰等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

##### (2) 河川改修

河道の流下能力不足による溢水の他、支川の合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な浸水被害の原因であり、緊急性、必要性の高い箇所から治水施設の整備を今後も進めていく必要がある。

町は、未着手である河川改修箇所の工事の早期実現に向けて、県に対して働きかけていく。

## 2 氾濫危険区域住民への啓発

羽尾糠ヶ谷戸においては、昭和57年に関東地方を襲った台風18号によって、地域一帯が床上浸水の被害が発生するなどの災害履歴がある。

平成12年に同地域の橋梁を含む河川の部分改修を行い、市野川の氾濫による被害は起きていないが、駅に近いこともあり近年、新築住宅やアパート等の建設が急増しているため、地域住民への事前情報を提供し災害時に慌てず整然と避難できる体制づくりを推進していく。

また、町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水被害等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

## 3 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町は、「洪水ハザードマップ」（市野川・滑川・和田川）を作成・配布している。ハザードマップに基づき、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するように努める。

なお、洪水ハザードマップにおいて、浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

[資料編] 1-6 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

## 4 内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、浸水や被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、住民生活や都市機能を確保する必要がある。

町は、「令和元年 台風19号の主な被害状況」として、浸水被害実績を作成しており、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

また、下水道の基本的な役割の1つとして、雨水の排除による浸水の防除があり、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

## 5 水防体制の充実

### (1) 水防資機材の点検整備

水防資機材の整備を補充、点検を定期的に行う。

### (2) 水防体制の整備

① 近隣市町との連携による消防団の組織体制の整備を図る。

② 水害に備え、県及び県土整備事務所との降雨の際の連絡体制の確認など、関係機関との連携体制の整備に取り組む。

### (3) 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の点検については、管理団体がそれぞれ点検を行い、排水路の機能の保全、管理要員の確保等を講ずる。

## 第2 土砂災害対策の推進

### 【総務政策課、建設課】

町内には、急傾斜地の崩壊のおそれのある土砂災害の危険箇所が複数あるため、町、県及び防災関係機関は、危険箇所の実態を調査し、災害防止策を講じるとともに、危険箇所の周知、警戒・避難体制の強化対策を推進する。

#### 1 土砂災害（特別）警戒区域等における対策

##### (1) 土砂災害（特別）警戒区域の指定

町内には、土砂災害防止法に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、県知事により、土砂災害（特別）警戒区域として指定されている箇所が複数ある。

今後も、土砂災害のおそれのある区域について、県と協議しながら、土砂災害（特別）警戒区域の指定及び整備により、地域住民の安全確保を図る。

[資料編] 1-1 土砂災害（特別）警戒区域

##### (2) 土砂災害（特別）警戒区域における対策

###### ① 土砂災害警戒区域における対策

町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを作成し、防災ガイドブックとあわせて配布するなど、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

イ 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。

ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、利用者名簿、連絡体制を平時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。また、要配慮者利用施設には、当該施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

エ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

###### ② 土砂災害特別警戒区域における対策

知事により、土砂災害特別警戒区域に指定された場合には、①の対策の他、県により以下の措置が講じられることとなっている。

ア 住宅宅地分譲地、要配慮者利用施設の建築のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

ウ 著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づき、町は災害危険区域の指定等を検討する。

##### (3) 土砂災害の警戒避難体制の整備

###### ① 土砂災害に係る避難指示等の発令基準

土砂災害に係る避難指示等については、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに発令することを基本とした発令基準とするよう留意する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報土砂キ

キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直しに努めるよう留意する。

#### ②土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害の警戒避難体制については、以下の項目を踏まえて整備にあたる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難指示等の発令基準</li><li>② 土砂災害警戒区域等</li><li>③ 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等同一の避難行動をとるべき避難単位</li><li>④ 情報の収集及び伝達体制</li><li>⑤ 避難所の開設・運営</li><li>⑥ 要配慮者への支援</li><li>⑦ 防災意識の向上</li></ul> |
|--|

### 第3 農業施設の整備等

【産業振興課、農業委員会事務局】

農業施設は、雨水の浸透、貯水及び排水機能を持っていることから、水害の発生防止や被害の軽減を図るため、農業施設の整備を推進するとともに、技術指導の実施等により、異常気象、水害、地震等の災害時における農作物の被害の軽減に努める。

#### 1 農業施設の整備

##### (1)農地の保全

災害等により流通に混乱が生じた場合、地元の農地における食料の確保は、非常に重要なものとなる。

また、農地は火災延焼の防止の役割を担う貴重なオープンスペースとなることから、関係機関と連携し、農地の保全に努める。

##### (2)農道の整備

緊急車両の通行、災害時の避難を安全に行えるよう、関係機関等と連携し、農道の整備に努める。

##### (3)用排水路の整備

用排水路は、雨水排水における重要な役割を担うとともに、水道施設に被害が発生し、断水等が生じた場合、消火・生活用水等の水源としての活用についても検討されるため、関係機関等と連携して整備に努める。

##### (4)防災重点農業用ため池の計画的な防災工事

町内には大小約200のため池（沼）が点在し、施設が決壊した場合に人家等に影響を与えるおそれのある防災重点農業用ため池は50ヶ所が指定されている。町は、防災工事が必要なため池（沼）について順次防災工事を進めていく。

##### ① 防災重点農業用ため池の周知及び警戒・避難体制の充実

防災重点農業用ため池については、ハザードマップによる周知や警戒・避難体制の強化など、周辺住民の安全確保に努める。

[資料編] 1-2 防災重点農業用ため池

#### 2 農作物被害の防止

##### (1)異常気象等への対応

町は、気象庁発表の予報等により、異常気象や自然災害の発生のおそれがある場合、農業関

係機関と連携し、農家に対して予防対策についての指導を行う。

(2) 技術指導の実施

町は、農作物への被害の軽減という観点から、農家経営の安定を図るため、農業関係機関と連携し、農家への技術指導を行う。

(3) 栽培品種の改善

町は、農作物の自然災害・干害・霜害・病虫害等による被害の防止を図るため、農業関係機関と連携し、干害・霜害・病虫害に強い品種、温室栽培、早期栽培等の普及を図る。

## 第4 竜巻等の突風対策

### 【総務政策課、建設課】

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、住民への注意喚起を行うとともに、日常生活に与える影響を最小限にするための対策を定める。

### 1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

(2) 学校における竜巻の発生、対処に関する知識の普及

- ① 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻に備える態度を育てる。
- ② 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- ③ 安全管理体制の充実を図る。

### 2 竜巻注意情報等気象情報の普及

町は熊谷地方气象台及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及啓発を行う。

### 3 被害予防対策

- (1) 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。
- (2) 低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

### 4 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

### 5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

(1) 住民への伝達体制

- ① 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- ② 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

(2) 目撃情報の活用

町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

### 6 適切な対処方法の普及

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化

に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処方法をわかりやすく掲示する。

〔竜巻から命を守るための対処方法〕

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。</li> <li>・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。</li> <li>・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用やこども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。</li> </ul>
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。</li> <li>・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。</li> </ul>
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴を認知したとき （ゴーというジェット機のようなごう音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき  なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓から離れる。</li> <li>・窓の無い部屋等へ移動する。</li> <li>・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。</li> <li>・地下室か最下階へ移動する。</li> <li>・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。</li> </ul> （屋外） <ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの頑丈な建物に移動する。</li> <li>・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。</li> <li>・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。</li> </ul>

出典：気象庁資料をもとに作成

## 第5 雪害の予防 【総務政策課、建設課】

大雪により、大量の降雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能への大きな影響が出ることが考えられる。平成26年2月14日の大雪では熊谷で62cmの積雪があり、これは熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪であった。こうした大量の降雪による災害に対応するため、事前にとるべき対策について定める。

### 1 住民が行う雪害対策

#### (1) 自助の取組

①自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、水道管の凍結対策、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検等、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

②町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点等について、十分な普及啓発を行う。

#### (2) 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

### 2 情報通信体制の充実強化

#### (1) 気象情報等の収集・共有・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

#### (2) 住民への伝達及び事前の周知

①町及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

②住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

#### (3) 防災関係機関との情報共有

町は、県及び関係機関と協力し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

### 3 雪害における応急対応力の強化

#### (1) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

町は、必要な防災用資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

#### 〔雪害に対応する防災用資機材（例）〕

・除雪機	・スノーシューズ	・ストック	・そり	・スノーダンプ
・スコップ	・長靴	・防寒具	・防寒用品	・ポリタンク

### 4 避難所の確保

町は、地域の人口、地形及び土砂災害等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

## 5 孤立予防対策

### (1) 孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行う。

### (2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

#### 〔孤立のおそれがある地区〕

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・土砂災害危険箇所が孤立のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

### (3) 救援実施に必要な体制整備

①集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

②孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。

③孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。

④気象警報等を基に、被災前に避難所を開設する等の孤立集落を生まない取組を検討する。

### (4) 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回り等の助け合いが重要になるため、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

### (5) 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

## 6 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校等の防災活動の拠点施設、駅等の不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等の要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

### (1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築にあたっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

### (2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年、降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

## 7 道路交通対策

### (1) 道路交通の確保

- ①道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- ②道路管理者は、協力業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

### (2) 雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定にあたっては、あらかじめ県等と協議を行い、発災時における連携を図る。

### (3) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町は県及び防災関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておく。

## 8 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く住民に周知する。

## 9 ライフライン施設雪害予防

- (1) ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。特に水道管については、気温がマイナス4度以下（風あたりの強い所はマイナス1～2度）になると、水道管が凍結して水が出なくなったり、破裂することがあるため、凍結対策の周知を図る。
- (2) ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

## 10 農林水産業に係る雪害予防

農業団体等と連携を密にして、積雪に耐えうる低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

**第6 火山噴火降灰の予防・事前対策** 【総務政策課、関係各課】

富士山及び浅間山の噴火が生活等に与える影響を最小限にするため、町は、火山噴火に関する知識の普及を図るとともに、予防・事前対策について定める。

**1 火山噴火に関する知識の普及**

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

(1) 気象庁が発表する火山に関する情報

①噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

②噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

〔噴火警戒レベル運用状況（近隣の火山）〕

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

〔噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル〕

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発	レベル3 (入山規制)

火口周辺警報	辺	生、あるいは発生すると予想される場合。	
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であることに留意)

〔噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合〕

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	入山危険
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

③噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
  - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
  - ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

④火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑤噴火予報

噴火予報は、気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

⑥降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果のなかから最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
  - ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- （注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
  - ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- （注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

〔降灰量階級と降灰の厚さ〕

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

⑦火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑧火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

(2) 町及び県が行う火山噴火に関する知識の普及

町は、県と協力し、次の事項について住民への普及・啓発に努める。

①火山現象や前兆現象に関する知識

②火山情報の種類と発表基準

③降灰予想や備蓄品目、噴火時にとるべき行動等

(マスク、ゴーグル、水、食糧、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品)

2 事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

- ・住民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・農産物等への被害軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰処理

3 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

食料、飲料水、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄の促進（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）

第7 危険物等災害の予防

【総務政策課、環境課、産業振興課】

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、町は消防本部と連携し、危険物施設管理者等に対して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を図る。

1 危険物製造所等

町は消防機関と連携し、危険物製造所等の把握、危険物取扱者制度の効果的な運用を図るなど、施設の管理に万全を期するための予防対策に努める。

[資料編] 1-5 町内の危険物施設の現況

2 高圧ガス予防対策

町は、高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事務所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

### 3 銃砲・火薬類予防対策

町は、猟銃所持者及び火薬類施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、個人・事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

### 4 毒物・劇物予防対策

県は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全確保を図る。町は、警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

## 第8 放射性物質及び原子力事故災害の予防 【総務政策課、環境課】

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所等における核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、その予防対策を定める。

### 1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

町は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

### 2 活動体制の整備

#### (1) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

##### ① 災害応急体制の整備

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。また放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図る。

##### ② 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、協定締結市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

#### (2) 緊急被ばく医療対策の備え

① 町は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。また、必要に応じてこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておく。

② 町は、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施するよう、保健所と連携し、検査体制について把握しておく。

#### (3) 飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、第2部 第1章 第3節 第1「給水体制の整備」を準用して飲料水の供給体制の整備を図る。

特に、乳児や高齢者に優先的な飲料水の供給体制の整備を図る。

#### (4) 避難体制の備え

町は、放射線関係事故に備えて、避難体制の整備を図る。特に、高齢者や障害者等の要配慮者、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導態勢の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

町は、応急対策活動の円滑な実施に備え、必要に応じて防災関係職員に対し、放射線事故等に関する防災教育の実施を図る。また、防災訓練においても、放射線関係事故も考慮した訓練の実施を図る。

## 第3章 地域防災力の向上

東日本大震災では、「自助」「共助」の重要性が改めて認識されたところであるため、防災知識の普及や防災訓練等を通じて、地域防災力の向上を図っていく。

### 第1節 防災教育

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民に対し、広く防災知識を普及し、防災に対する関心を高めるとともに、自主防災思想の醸成を図り、「自助」、「共助」による防災活動の促進を図るため、住民向けの防災教育及び啓発活動を行う。

方策	担当部署
第1 住民の防災意識の高揚	総務政策課、教育委員会
第2 地区防災計画の策定	総務政策課
第3 適切な避難行動に関する普及啓発	総務政策課

#### 第1 住民の防災意識の高揚 【総務政策課、教育委員会】

町では、広報等を通じて、防災知識の普及などに努めてきており、今後も、それぞれの機関の長が、適宜な方法により防災知識の普及を行う。

なお、防災知識の普及にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、女性の参画促進に努める。

#### 1 普及を要する事項

住民に対して重点的に普及を行う内容は、概ね次のとおりとする。

##### (1) 地域防災計画の概要

地域防災計画の要旨の公表は、町防災会議が地域防災計画を作成し、又は修正したときにその概要を周知する。

##### (2) 災害の予防措置

- ① 防災、火災予防の心得
- ② 災害の種別、特性、一般的知識
- ③ 町の災害特性及び過去の災害の状況
- ④ 災害時に備え家庭で準備すべきもの

##### (3) 災害時の心得

- ① 気象予警報の種別とその対策
- ② 緊急地震速報に関すること
- ③ 指定緊急避難場所と経路等
- ④ 避難時の心得ておくべき事項（携行品、家族との連絡方法等）
- ⑤ 異常現象の発見時や被害の報告方法
- ⑥ 災害復旧時の生活確保に関する知識

## 2 住民等に対する防災教育

### (1) 学校等の防災計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

#### ① 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画の作成・更新を行う。この計画の作成・更新にあたっては、公立小中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画の作成・更新を行う。

#### ② 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、町や防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

#### ③ 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

##### ・ 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

##### ・ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

### (2) 学校教育

学校における防災教育は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

#### ① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

#### ② 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

#### ③ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒等の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

### (3) 社会教育

町は、町コミュニティセンターで実施する防災訓練に公民館サークル団体等に参加を呼びかけており、毎年、複数の団体が参加している。

今後も、各種団体の防災訓練への参加を呼びかけるとともに、各サークルが防災の話し合いや取組を行うように働きかけを行ったり、寿学級で防災教育を取り入れたり、幼児教育におい

て防災教育を取り入れたりするなど、住民の防災意識の高揚を図り、各種団体・サークルによる町の災害応急活動への協力支援につながるよう目指していく。

(4) 事業所等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設では、社会的な位置付けを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

そのため、消防本部は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進し、町はこれらを支援する。

(5) 災害に関する各種資料の収集・提供

町は県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

### 3 住民向けの普及啓発

(1) 防災広報の媒体

防災知識の普及は、防災ハザードマップ等の配布のほか、概ね次の媒体の利用等により行う。

- ① 各種防災訓練等への参加普及
- ② 広報紙、ホームページ、広報資料等（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）による普及
- ③ 映画、スライド、講演会・研修会・出前講座の開催等による普及
- ④ 展覧会等の開催
- ⑤ その他

(2) 普及の時期

9月1日を中心とする防災週間、1月15日から1月21日までの「防災とボランティア週間」、また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害が発生した時期、災害の発生しやすい時期などに行う。

(3) 埼玉県防災学習センター等の活用

町は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く住民に対して普及啓発を行う。

また、他の防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど住民の自発的な防災学習に活用する。

(4) 防災教育用設備、教材の貸出

町は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

(5) 緊急地震速報の普及啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、町は、熊谷地方气象台及び県と協力し、緊急地震速報の普及啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知する。また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(6) 高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町の防災主管課、福祉関係課等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者等の避難行動要支援者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障害者等の避難行動

要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

#### 4 防災協力人材の確保及び育成

大規模災害発生時においては、行政のみでは災害対応に限界があるため、看護や介護など、様々な知識や技能を有する住民が災害時の応急活動に支援してもらえるように、社会教育活動やボランティア活動に従事する団体、住民等への呼びかけ、災害時協力登録者名簿を作成するなど、住民の災害時の協力支援体制の整備を図る。

#### 5 住民の防災能力の向上

住民は、町その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

##### (1) 実践的な訓練の導入

町は、住民を対象とする訓練に災害図上訓練(D I G<sup>※1</sup>)や避難所開設・運営訓練(H U G<sup>※2</sup>)を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

※1：D I G (Disaster Imagination Game)：大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2：H U G (Hinanzyo Unei Game)：避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

##### (2) 家庭内の3つの取組の普及

住民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- ① 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付け等をして、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ② 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板(web171)及び携帯電話事業者の災害用伝言板をそれぞれ体験し、発災に備える。
- ③ 家庭内で備蓄を行う(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする)。特に、飲料水や食料等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄(推奨1週間分)を行う。

町は、3つの取組を中心に、住民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

##### (3) 防災総点検

住民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、県、住民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

##### 〔主な点検例〕

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具や家電製品などの転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策</li> <li>・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認</li> <li>・備蓄品・非常持ち出し品の点検、自動車へのこまめな満タン給油</li> <li>・住居の耐震性の確認と必要な補強、住居回りの安全点検・改修等</li> <li>・家族の非常時の連絡方法の話し合い</li> <li>・自主防災組織への参加、防災訓練、防災活動への参加、近隣の要配慮者への配慮</li> <li>・避難場所や安全な避難経路の確認</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火器の設置場所、操作方法の確認、防災設備（ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置</li> <li>・ 住宅用火災警報器等の設置</li> <li>・ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え</li> <li>・ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の防災体制の整備</li> <li>・ 職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）</li> <li>・ 建物の耐震診断、必要な補強等</li> <li>・ 備蓄品・非常持ち出し品の点検</li> <li>・ 従業員等との非常時の連絡方法等の整備</li> <li>・ 消火器、発電機など防災資機材の点検</li> <li>・ 危険物施設の安全点検</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の危険性の把握</li> <li>・ 高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認</li> <li>・ 地域住民への連絡系統の確認</li> <li>・ 防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品）</li> <li>・ 消防水利や施設の点検・確認</li> <li>・ 危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の防災体制の整備状況</li> <li>・ 教職員への研修</li> <li>・ 児童生徒等を含めた避難訓練の実施状況</li> <li>・ 学校の防災体制の確認</li> <li>・ 学校施設・設備の安全点検</li> <li>・ 危険物・化学薬品等の管理点検</li> <li>・ 避難所としての取組状況</li> </ul>

**第2 地区防災計画の策定** **【総務政策課】**

町域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2の規定に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が行う自発的な防災活動）の提案があった場合は、町防災会議において本計画との整合性等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

町は、地区居住者等に対し、提案手続等を周知するとともに、地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を支援する。

**第3 適切な避難行動に関する普及啓発** **【総務政策課】**

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

**1 住民向け普及啓発**

住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、町は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

**2 マイ・タイムラインの普及啓発**

水害はある程度予測可能な災害であることから、住民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、町は、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

## 第2節 防災訓練

関係機関が連携した防災訓練や住民参加型の実践的な防災訓練を実施し、職員の防災業務習熟と実戦的能力の醸成に努めるとともに、防災体制の強化及び住民の防災思想の普及向上を図る。

方策	担当部署
第1 総合防災訓練	総務政策課
第2 個別訓練	総務政策課
第3 防災訓練の充実	総務政策課

### 第1 総合防災訓練 【総務政策課】

町は、2年に1回、地域防災訓練を実施している。今後は、関係機関と協力して必要に応じて、各種応急対策を盛り込んだ総合防災訓練の実施、あるいは図上による総合防災訓練の開催に努める。

#### 1 地域防災訓練の実施

関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、関係機関が合同して実践的な地域防災訓練を実施し、訓練を通して各役割の認識を深める。実施の際には、事業継続計画（BCP）を踏まえて行う。

#### 2 訓練の内容

訓練の内容は、そのつど参加機関が協議するが、概ね次の事項について実施する。

- (1) 初動活動訓練、通信・情報の収集・共有・伝達訓練、災害広報
- (2) 避難誘導、救出・救護、医療訓練、炊き出し、その他救助訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 土砂災害に関する避難訓練

### 第2 個別訓練 【総務政策課】

町は、災害応急対策の実務、各種機器の操作の習熟等のため、個別訓練を実施する。

#### 1 避難及び救助訓練

町は、避難その他救助活動の円滑な遂行を図るため、火災、風水害等の災害防護訓練とあわせ、又は必要に応じ避難及び救助訓練を実施する。

なお、学校、福祉施設等の施設にあっては、各消防計画に基づき避難についての施設を整備するとともに、随時避難訓練を実施する。

##### (1) 町が実施するもの

災害時における避難の指示及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

##### (2) 防火管理者が実施するもの

学校、社会福祉施設、医療機関、事業所、作業場、工場、旅館、大規模商業施設その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

##### (3) 児童生徒等の避難訓練等

町内の小中学校・幼稚園・保育園、学童保育では毎年避難訓練を行っており、幼稚園においては町の防災訓練に対応して保護者への引き渡し訓練も行っている。

今後、学校をはじめとする教育や保育を行う施設管理者は、児童生徒等の身体及び生命の安全に期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し臨機応変な処置がとれるよう、常にその指導に努める。

(4) 自主防災組織における避難訓練等

被災者の救出や初期消火活動において、住民の自主的な助け合いにより大きな効果が期待できるため、町内の各自主防災組織は避難訓練等を行い、災害時に備えていく。また、自主防災組織の行う防災訓練の際には、避難行動要支援者の救助訓練を実施するよう働きかける。

(5) 避難行動要支援者等の訓練

住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、資料や情報の必要な支援を行う。

(6) 事業所、自主防災組織における防災訓練等

① 事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。また、地域の自主防災組織等と連携を図るようとする。

② 自主防災組織等の訓練

町及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

(7) 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

町は、幼児、児童生徒等、負傷者、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

(8) その他の訓練

上記訓練のほか、県が実施する九都県市合同防災訓練、応急復旧訓練、徒歩帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練等への参加に努める。

## 2 災害通信訓練

(1) 防災行政無線による通信訓練

県の実施する訓練に積極的に参加して、災害時における通信確保を図るため、訓練を実施する。

(2) 災害情報連絡訓練の実施

災害時において住民に対する災害情報連絡が迅速かつ的確に行われるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

① 訓練の種類

- ア 災害情報収集伝達訓練
- イ 通信連絡訓練
- ウ 非常通信訓練

② 実施の方法

- ア 災害情報の収集伝達機器を、日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。
- イ 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する。
- ウ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

## 3 非常参集訓練の実施

応急対策を実施するための配備計画に基づき、町職員の非常参集等動員訓練を実施していく。

#### 4 その他の訓練

##### (1) 消防訓練の実施

###### ① 消防団の訓練

災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、消防本部と連携を図りながら、消防団による消防訓練を実施する。

###### ② 役場、学校における防火訓練

役場、町内の学校及び幼稚園における、防火訓練を実施していく。

##### (2) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

##### (3) 大規模停電を想定した訓練

町及び公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努める。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

### 第3 防災訓練の充実

#### 【総務政策課】

町は、各種防災訓練がより実践的かつ効果的に行われるように、住民参加の促進、訓練の検証等を行う。

#### 1 訓練への参加促進

町は、広報紙やホームページなど多様な手段を用いて訓練の周知を行うとともに、訓練のテーマや開催方法についても工夫、検討を重ね、各種防災訓練への住民参加の促進を図る。

#### 2 防災訓練における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、女性の参画を促進し、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

#### 3 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

##### (1) 評価及び検証の方法

###### ① 訓練後の意見交換会

###### ② アンケートによる回答

###### ③ 訓練の打ち合わせでの検討

##### (2) 検証の効果

###### ① 評価や課題を整理し、町防災計画及び事業継続計画（BCP）の見直し資料とする。

###### ② 防災訓練に対する助言や参考資料とする。

###### ③ 次期の訓練計画に反映する。

### 第3節 災害時の要配慮者の安全確保

災害発生直後の要配慮者の避難誘導、その後の避難生活から災害復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた防災環境の整備を行う。要配慮者の安全確保にあたっては、地域住民の協力を得ながら避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備を図る。

また、公共機関その他集客施設においては、要配慮者に配慮した施設整備や避難誘導計画の策定を促進する。

方策	担当部署
第1 要配慮者の安全対策	福祉課、高齢介護課、健康づくり課、総務政策課
第2 社会福祉施設入所者等の安全対策	福祉課、高齢介護課
第3 避難行動要支援者に対する安全対策	福祉課、高齢介護課
第4 外国人に対する安全対策	総務政策課

#### 第1 要配慮者の安全対策 【福祉課、高齢介護課、健康づくり課、総務政策課】

町は、町社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、要配慮者の安全確保を図る体制の整備に努める。

##### 1 要配慮者支援体制の整備

###### (1) 災害時の要配慮者に係る定義

###### ①要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に配慮を要する者。また、災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

本施策では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の要配慮者のことを指す。

###### ②避難行動要支援者

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

###### ③避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

###### (2) 地域との連携体制の整備

###### ①役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設の関係施設等を明らかにし、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。また、見守りネットワークを活用するなど、要配慮者の地域支援体制の強化を図る。

###### ②社会福祉施設との連携

町は、福祉施設等との会議の場を活用して施設の安全対策や避難体制などの確認を行うなど、

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との情報交換により、非常時の体制を備える。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設の有する機能の活用も図っていく。

#### ③見守りや情報提供（支援）の実施

町は、避難所に避難していない在宅や避難所にいる要配慮者に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等による安否の確認や必要なサービスの内容等の情報を収集するため、見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細やかな支援体制を確立しておく。

#### ④相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性相談等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、看護師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

#### (3) 要配慮者の救援救護体制の充実

町は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、救急医療情報カードを配布し、普及に努めており、今後は、災害時にも活用できるように検討していく。また、今後は、災害により停電等が発生した場合には、優先的に安否確認や救助を行えるように体制の整備に努める。

### 2 防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

町その他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。また、町は、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう、促進していく。

### 3 防災教育及び訓練の実施

町は、要配慮者に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布等を行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。特に、自主防災組織の行う防災訓練の際には、要配慮者の救助訓練を実施するよう働きかける。

## 第2 社会福祉施設入所者等の安全対策

【福祉課、高齢介護課】

### 1 災害対策を網羅した防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」（避難確保計画（水防法）、非常災害対策計画等（介護保険法等）を含む）及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るよう、消防機関及び町はこれを指導する。

### 2 緊急連絡体制の整備

#### (1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、緊急時に職員を動員することができるよう、平時から動員体制を整えたと

もに、緊急連絡体制を整備する。

#### (2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

### 3 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

### 4 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、他の職員が応援に向かうなど町内外の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、施設管理者は県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう努める。

### 5 被災した要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れるための体制整備を行うものとし、町はこれを指導する。

### 6 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

- ① 非常用食料（高齢者向けの食料など特別食を含む。）（3日分以上）
- ② 飲料水（3日分以上）
- ③ 常備薬（3日分以上）      ④ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ⑤ 照明器具      ⑥ 熱源（ストーブ・灯油・発電機）
- ⑦ 移送用具（担架・ストレッチャー等） ⑧ その他必要な物資等

### 7 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、町、消防機関、地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、町はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平時に受入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入を想定した開設訓練を実施するものとし、町はこれを促進する。

### 8 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会や自主防災組織、ボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

### 9 情報伝達体制の整備

町は、社会福祉施設等を支援するために、通信網の整備などにより、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

## 10 施設の対震対策

町は、施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

## 第3 避難行動要支援者に対する安全対策 【福祉課、高齢介護課】

### 1 全体計画の策定

町地域防災計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

### 2 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

### 3 避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

#### 〔高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点〕

- ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の1つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情に合う形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

### 4 避難行動要支援者名簿の作成・更新

町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

#### 〔避難行動要支援者名簿の記載事項〕

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

#### 5 避難行動要支援者名簿の活用

- (1) 町は、町地域防災計画の定めるところにより、平時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。
- (2) 発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平時から名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。
- (3) なお、町では、避難行動要支援者名簿の作成が完了した情報については、システム管理、マップ情報の入力も行っている。今後は「名簿」の定期的な見直しにあわせて GIS 情報を更新し、災害時に迅速に避難を行える体制を整備する。
- (4) また、地域包括支援センター、医療機関、民生委員・児童委員、見守りネットワーク等との連携により、調査に関する周知を行い、支援を必要とする者の把握に努める。

#### 6 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

#### 7 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

#### 8 個別避難計画の策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別避難計画を策定する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、直接避難先（一般避難所・福祉避難所）、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載する。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、町の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

## 9 防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。また、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

## 第4 外国人に対する安全対策 【総務政策課】

### 1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時より住民基本台帳等を活用し、外国人の人数や所在の把握に努める。

### 2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語やピクトグラムの併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置、デザインの統一化に努める。また、設置にあたっては、外国人の意見等を反映するように努める。

### 3 防災知識の普及啓発

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター作成による外国人緊急カードの配布、防災訓練等への参加促進を通じ、外国人の防災知識の向上と意識啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語・やさしい日本語による情報提供を行う。

### 4 防災訓練の実施

町は、平時から外国人の防災への行動認識を高めるとともに、自治会・自主防災組織などの地域住民と外国人との「顔が見える関係づくり」を形成されるように、外国人の防災訓練への参加促進を図る。

### 5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

## 第4節 自主防災組織の整備

町は、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や、事業所等における防災組織等の整備を推進するとともに、災害ボランティアの育成や受入体制の整備に努め、地域防災力の向上を図る。

災害対策活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できるため、自主防災組織の活動の活発化、民間防火組織、災害ボランティア等の体制整備を図る。

方策	担当部署
第1 自主防災組織の整備、育成計画	総務政策課、消防本部
第2 事業所等の自衛消防組織、民間防火組織等の整備	事業所等

### 第1 自主防災組織の整備、育成計画 【総務政策課、消防本部】

町及び消防本部は、大規模な災害発生時における情報収集、初期消火、被災者の救助救出等初期的な災害応急措置を行うことによる、被害の軽減及び自主的な防災意識の高揚を図るため、地域に適合した地域ぐるみの自主防災組織の育成強化に努める。また、町、消防機関、民間の防災関係団体等、各地域で活動している様々な団体との連携を図り、自主防災組織の活動の活発化を図る。

#### 1 自主防災組織活動の促進

##### (1) 自主防災組織の活動体制の充実

自主防災組織の活発化に向けて、組織体制の整備や班の編成などの促進を図る。

なお、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

##### (2) 自主防災組織の活動内容

##### 〔役割（参考例）〕

平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>・平時の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)</li> <li>・情報の収集・分析・加工・共有・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）</li> <li>・地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）</li> </ul>
発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火の実施</li> <li>・情報の収集・共有・伝達の実施</li> <li>・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施</li> <li>・集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）</li> <li>・避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）</li> </ul>

(3) 地域との交流機会の充実

町は、自主防災組織活動の活発化を図るため、消防機関や町社会福祉協議会、学校、民生委員・児童委員、地域の各種活動団体など、地域との交流機会の充実に努めるとともに、自主防災組織同士の情報・人的交流が深まるように場・機会の提供、ネットワーク網の構築に取り組む。

(4) 組織への指導、助言

① 既存組織の活動の活性化やリーダーの育成を図るため、県の自主防災組織向けの講習会への参加促進や、他市町村の自主防災組織の取組事例についての紹介など、組織への指導・助言を行う。

② 1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

(5) 組織への支援

町は、自主防災組織の育成強化を推進する上で補助金を交付し、組織の活動に対する援助を行っており、今後も必要に応じて、活動拠点や資機材等の支援、助成などを行う。

## 2 自主防災組織の周知

地域に自主防災組織が浸透するように、自主防災組織の目的や活動の内容などを周知し、災害時に地域住民との円滑な協力体制が構築できるように努める。

## 第2 事業所等の自衛消防組織、民間防火組織等の整備 【事業所等】

大規模災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、住民や事業所等による、地域における防災体制の確立を図る。

### 1 事業所等の自衛消防組織

(1) 消防本部は、危険物その他災害発生の危険性の高い物質等を取扱う事業所や、多数の者の出入りする事業所等、法令により自衛消防組織や要員の設置が義務付けられている事業所等における制度の徹底と要員の資質向上に努めるよう指導を行う。法令による義務付けのない事業所にあっても、積極的に自衛消防組織の整備及び防災意識の高揚に努めるよう指導を行う。

(2) 町は、各事業所が自衛消防等を中心として、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。また、企業に対して、災害時の企業の果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定及び見直しの促進を図る。

(3) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控

えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- (4)事業者は、所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

## 2 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、民間協力機関の充実を図る。特に、以下に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- (1)民生委員・児童委員及び赤十字奉仕団
- (2)農林商工関係団体
- (3)自治会、PTA、青年団及びその他の住民団体
- (4)その他の公共的団体

## 3 民間防火組織の育成

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブや少年消防クラブなど、消防機関や学校等と連携し、新たな組織の結成の促進について検討していく。

## 第5節 災害ボランティア活動の環境整備

東日本大震災では、町で活躍しているボランティアのみならず、多くの住民が被災地に物資を寄与するなどの災害支援活動に参加した。こうした活動が拡がり、大規模災害時に有効な活動が展開されるように、平常時から住民の自発的なボランティア活動への参加促進を図り、災害ボランティアセンターの体制を整備する。

方策	担当部署
第1 支援体制の整備	福祉課、滑川町社会福祉協議会
第2 災害ボランティアの育成及び登録の促進	福祉課、滑川町社会福祉協議会

### 第1 支援体制の整備 【福祉課、滑川町社会福祉協議会】

#### 1 活動拠点の整備

災害時におけるボランティアの受入、ボランティア活動の調整などを実施する組織として、町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターとしての機能を担えるよう、町は災害ボランティアセンターの体制整備に向けた支援を行う。

#### 2 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

町は県と協力し、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、町は、県、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

#### 3 ボランティア関係機関等との情報共有

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係機関等との間に連絡体制を構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進し、ボランティア情報の共有化を促進する。

[資料編] 8-4 ボランティア・奉仕団体

### 第2 災害ボランティアの育成及び登録の促進 【福祉課、滑川町社会福祉協議会】

町は、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア及び防災ボランティアコーディネーターの育成に努める。

#### 〔災害ボランティアの活動内容の概要〕

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等</li> <li>②特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話通訳等</li> <li>③ボランティアコーディネート業務</li> </ul> |
|--|

## 第4章 調査研究

町では、地域の地形・地質の把握、県や消防機関等と連携した危険箇所、危険施設の調査などを進めているが、町を取り巻く環境の変化は著しいものがあり、将来において予期できない新たな災害の発生が考えられる。

多様な災害発生の危険要因が軽減されるよう、町は、防災関係機関と連携しながら調査研究を進め、情報の共有を図りながら、逐次体制の整備を進めていく。

### 1 風土の特性把握に関する調査研究の推進

災害に強いまちづくりを進めるためには、地域の地形・地質、気候や都市構造等を把握しなければならない。しかもこれらは、時間的に変化する要素が存在するため、定期的、長期的な調査が必要であり、町はこのような調査研究の推進に努める。

### 2 災害予測等に関する調査研究への協力

町は、災害予測等に関する調査研究への協力依頼等があった場合は、積極的にこれを推進するよう努める。

### 3 地区ごとの災害特性に関する調査研究

地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテ<sup>※</sup>の作成について検討する。

※地区別防災カルテ：地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子ども、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

### 4 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、消防機関と連携し、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究に努める。

### 5 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難場所や避難道路等の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究に努める。

### 6 効果的な緊急輸送、物資の供給に関する調査研究

大規模災害発生時には、応急対策要員や物資等の輸送、供給が迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要なため、町は県と連携し、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点のネットワーク体制、物資の受入・供給体制等に関する調査研究に努める。

### 7 災害情報の伝達等に関する調査研究

災害情報や被災地の被害情報、災害活動情報などを、防災関係機関並びに住民が共有することが重要となるため、町は防災関係機関と連携し、効果的な情報の受信、伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究を進めていく。